

議案第1号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す
る条例を次のとおり制定する。

平成22年2月17日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を次のように改める。

（所得割率）

第7条 平成22年度及び平成23年度の所得割率は、100分の7.18とする。

（被保険者均等割額）

第8条 平成22年度及び平成23年度の被保険者均等割額は、38,645円とする。

附則に次の3条を加える。

（平成22年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第12条 平成22年度における保険料の賦課総額の算定について第11条の規定を適用する場合には、同条中「第13条又は第14条」とあるのは、「第13条若しくは第14条又は附則第13条若しくは附則第14条」とする。

（平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第13条 平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第14条の規定を適用する場合には、同条中「被保険者（前条第1項第1号から第2号までの規定による保険料の減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第14条 平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第13条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第13条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。